

地方創生SDGs官民連携プラットフォームについて

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



平成30年6月29日

内閣府地方創生推進事務局

I. 趣旨

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための目標(SDGs)」において、先進国、開発途上国を問わず、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進することが示されました。

SDGsが示す多様な目標の追求は、地方自治体における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成すること」を目標とする、地方創生に資するものと考えます。

我が国におけるSDGsの国内実施を促進するためには、地方自治体及び地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性をもったNGO・NPO、大学・研究機関等、広範なステークホルダーとのパートナーシップの深化、とりわけ官民連携が必要不可欠です。

また、「環境未来都市」構想は、環境や超高齢化対応等の課題解決に向け、早くから経済、社会及び環境の三側面における新たな価値創出によるまちづくりを推進しており、SDGsの理念と軌を一にするものであり、SDGsの取組の先行例といえます。

こうした認識のもと、私たちは、国内外の広範なステークホルダーの積極な参画と連携により、SDGsの達成に向けた取組と、それに資する「環境未来都市」構想のさらなる推進を通じて、より一層の地方創生につなげることを目的に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を発足することとしました。

我が国全体における持続可能な経済社会づくりの推進を図り、その優れた取組を世界に発信していくことを期待します。

皆様のご賛同・ご参画をお願い申し上げます。

Ⅱ. プラットフォームの役割

- 自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、本プラットフォームは、SDGsを共通言語として、課題解決に取り組む官民の連携創出を支援することを目的として設立する。

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

① マッチング支援

- 研究会での情報交換、課題解決コミュニティの形成

② 分科会開催

- 会員提案による分科会設置。議論の深化とプロジェクト化

③ 普及促進活動

- 会員が開催するセミナー等への後援名義発出等



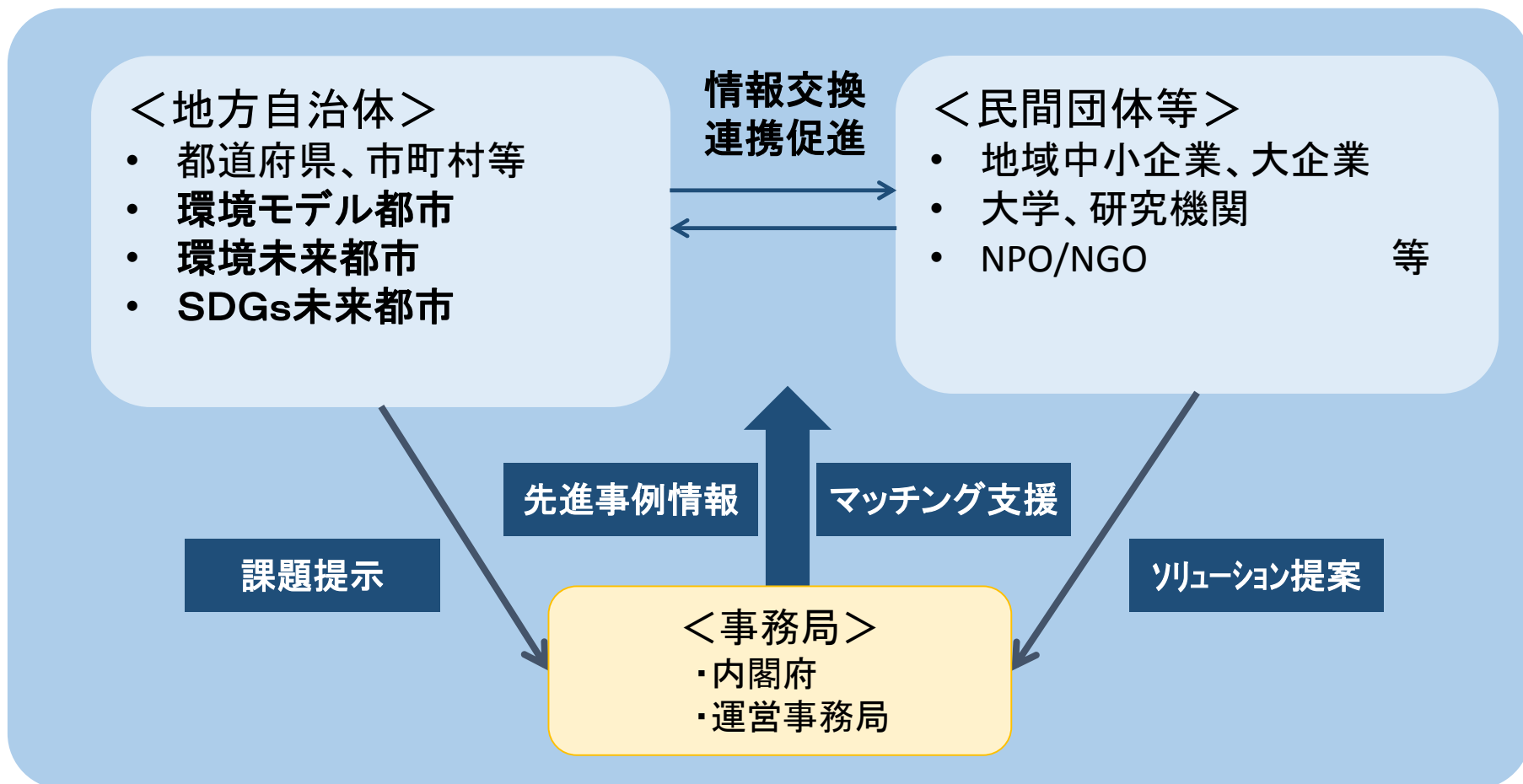
SDGsの達成と持続可能なまちづくり(経済・社会・環境)による地方創生の実現
官民連携による先駆的取組(プロジェクト)の創出

Ⅱ. プラットフォームの役割

【①マッチング支援】

- 将来像を実現するための課題と、それを解決するノウハウや知見の共有が進むよう、プラットフォームが情報共有の基盤となり、官民(官同士、民同士の場合もあり)の情報共有を促進。

マッチング支援



Ⅱ. プラットフォームの役割

【②分科会開催】

- 会員からのテーマ提案にもとづき分科会を設置。異分野連携による新たな価値の創出や、共通する課題に対する官民連携を促進、地方創生に資するプロジェクトを創出。

将来像からバックキャストのテーマ例

健康長寿	人生100年時代に長く活躍するためには？	3 すべての人に健康と福祉を	8 働きがいも経済成長も
教育	誰もが質の高い教育を受けられるためには？	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう
働き方	全国どこでも高い生産性を発揮するためには？	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを
機会平等	誰もが等しく職を得る社会を築くためには？	1 貧困をなくそう	5 ジェンダー平等を実現しよう
地産	地域の資源を生かして経済を潤すためには？	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	15 陸の豊かさも守ろう

多様な主体の水平的連携により、新たな価値創出及びコンソーシアムの形成

課題解決に向けた共通の課題のテーマ例

地域資源活用	企業のビジネスを通じて、地域課題を解決する官民の共創事業モデルを創出 —食・農、森林、海洋資源 等
地域課題×技術	地域課題を民間企業等の技術・ノウハウで解決するモデルを創出 —Society5.0、AI・IoTの活用 等
金融(地域金融)	地域課題を解決する事業に対するファイナンス支援のモデルを創出 —ソーシャルインパクトボンド・ファンド・ESG等
人材育成	課題解決に貢献する地域のアントレプレナーシップを育成するモデルの創出 —ローカルベンチャー 等
プラットフォーム	課題と解決策をマッチング(イノベーション)するパートナーシップモデルの創出 —フューチャーセンター、リビングラボ等
普及・学習	多くの人がSDGsを理解し、達成に向けた行動を起こす普及・学習モデルの創出 —シンポジウム、コミュニケーションツール等

官民連携で課題解決を図るプロジェクト創出

Ⅱ. プラットフォームの役割

【③普及促進活動】

- 各種シンポジウム・セミナー・展示会等の機会を活用した普及促進。
- 会員が開催するシンポジウムやセミナーに対する、本プラットフォームの後援名義の発出や有識者、内閣府職員のパシ遣による普及促進。
- ホームページ等による優良事例や関連施策の情報発信。 等

国際フォーラムでの取組の普及・展開

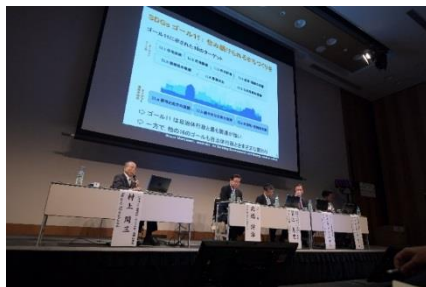
国内外の各都市や有識者に登壇いただき、世界共通の課題である環境問題・超高齢化の課題解決に向けて議論する国際会議を開催。

「環境未来都市」構想推進国際フォーラム
(平成29年10月)

テーマ:「地方創生に向けたSDGsの取組～環境未来都市の5年間の取組総括と国際化も視野に含めた今後の展開～」



会場全体

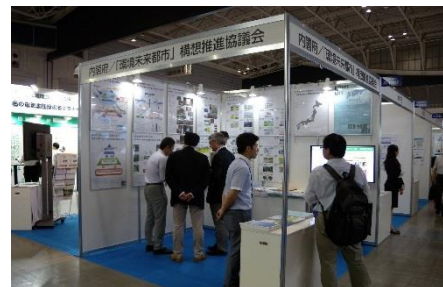


パネルディスカッション

展示会での取組の普及・展開

展示会等への出展を通じて、SDGs及び環境未来都市・環境モデル都市の先進的な事例や幅広い活動について紹介しました。

第19回 エコプロ2017
(平成29年12月)

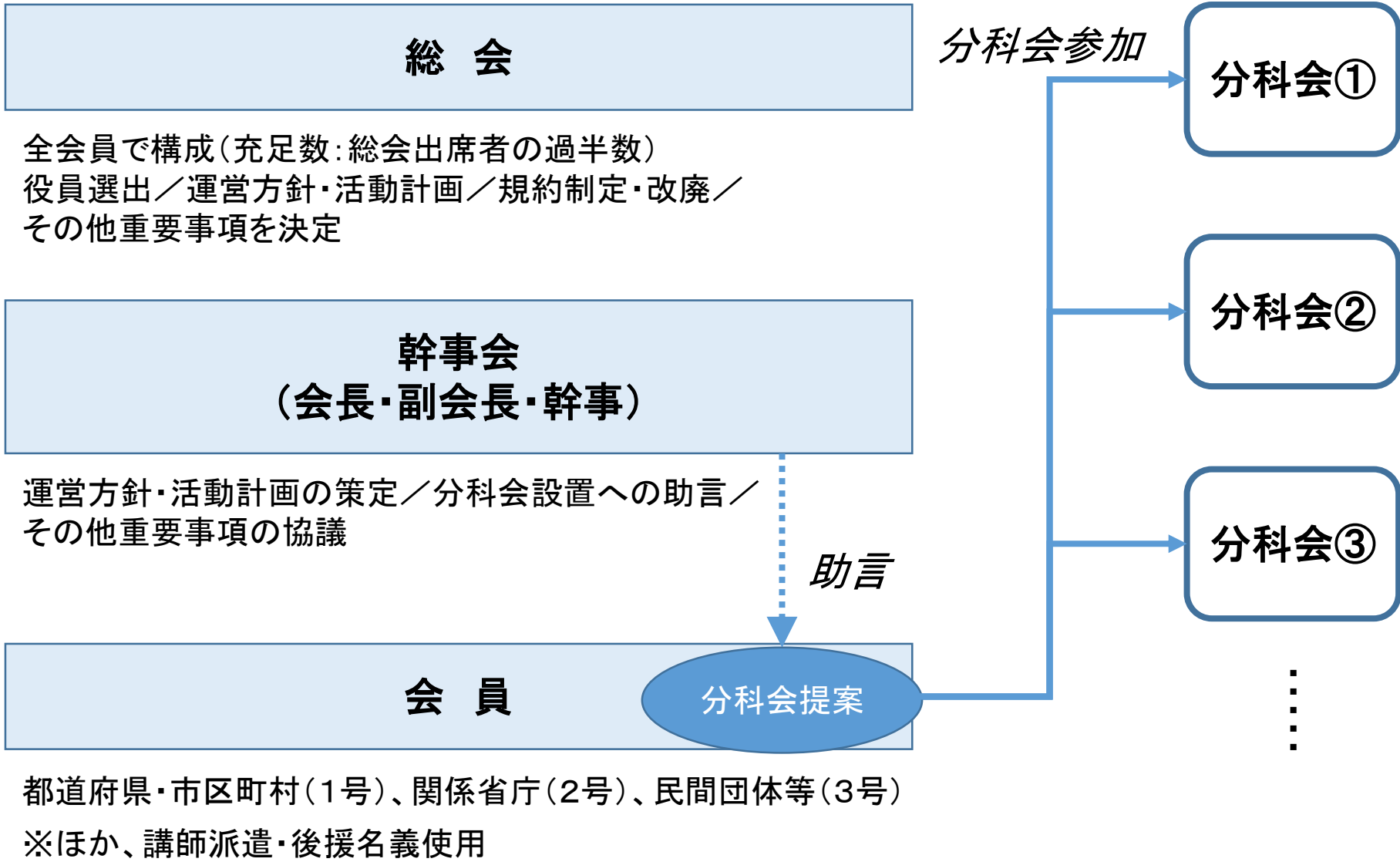


「環境未来都市」構想の普及
を行う協議会ブース

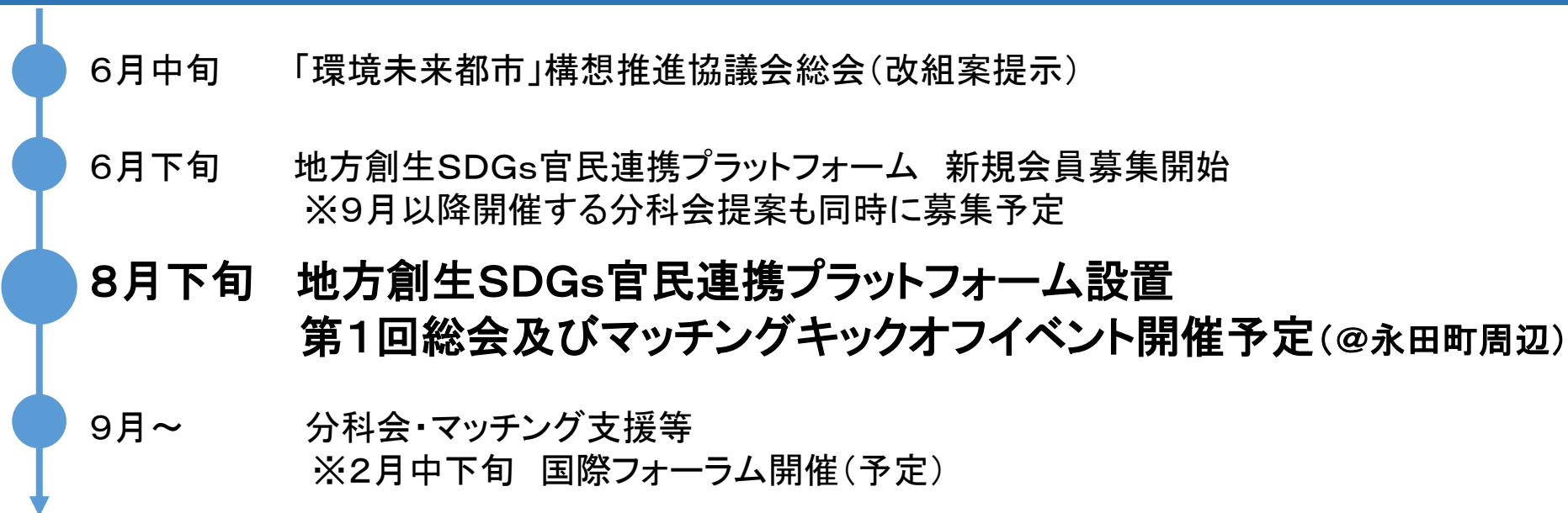


ステージイベント

Ⅲ. プラットフォームの体制



IV. スケジュール(想定)



V. 本件に関する問い合わせ先

■プラットフォームについて

内閣府地方創生推進事務局

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階 [TEL:03-5510-2175](tel:03-5510-2175)

申込みについてはこちら <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/index.html>

■加入退会・分科会等の申込について

「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」運営事務局

(株式会社三菱総合研究所 地域創生事業本部内)

東京都千代田区永田町二丁目10番3号

TEL:03-6705-6171(対応時間 10:00~17:00 ※12:00~13:00除く)

E-mail: chihouseisei-sdgs-platform@ml.mri.co.jp

※事務局は内閣府地方創生推進事務局とし、その運営は当局の委託業務の受託者である株式会社三菱総合研究所が行います。なお、当会の運営にあたり、構成員管理等に必要な書類を当局から株式会社三菱総合研究所に貸与いたしますのでご承知おきください。

【参考】地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

◆まち・ひと・しごと創生基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）

Ⅱ. 地方創生の基本方針

1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

さらに地方創生を深化させていくために、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であることから、平成42年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs※)の達成のための取組を推進し、SDGsの主流化を図り、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する。

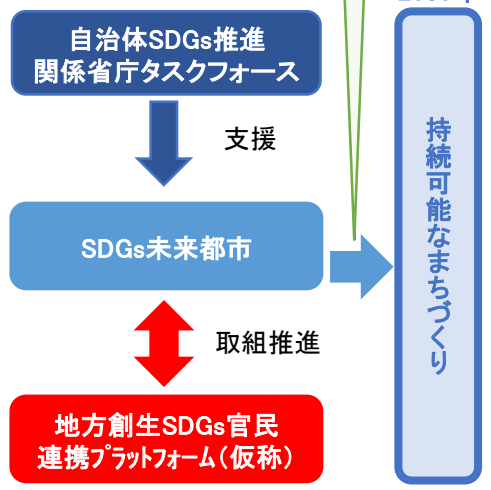
(1)地方公共団体に対する普及促進活動の展開

- SDGsに関わる主体の知の交流の場として国際的なフォーラムの開催
- 地方公共団体が主催するSDGs理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等に対して支援

2020年 KPI(成果目標)
都道府県及び市区町村におけるSDGs取組割合:30%
(2017年10月13日時点の取組割合(1%))

(2)地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成

- 引き続き地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、都市・地域を選定
- 経済・社会・環境の三側面における新しい価値を通して持続可能な開発を実現する先導的なモデル事業を選定し、資金的支援



(3)官民連携によるSDGs推進プラットフォームを通じた民間参画の促進

- 多様なステークホルダー、特に民間企業と自治体等の連携を加速化させるため、「環境未来都市」構想推進協議会を「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム(仮称)」に改組
- 地域の社会的課題の解決に向け、SDGsを自らの本業に取り込み、ビジネスを通じた民間企業の参画を促進

※Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。また、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部決定)において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされている。